（都市計画審議会への付議）

第二条　法第十二条第七項の規定による付議をしようとする特定被災市町村等は、同条第五項の規定により提出された意見書の要旨に併せて、復興計画に記載しようとする同条第一項第三号に定める事項の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に提出するものとする。

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の同意の基準）

第三条　法第十三条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条に規定する基準とする。

2　法第十三条第十二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、都市計画法施行令第三十六条に規定する基準（同条第一項第三号に掲げる基準を除く。）とする。

（協議会が組織されている場合における集団移転促進事業に関する協議及び同意）

第四条　法第十七条第三項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第二項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを復興協議会（以下「協議会」という。）及び国土交通大臣に提出するものとする。

（協議会が組織されている場合における申出地区に関する協議及び同意）

第五条　法第十八条第三項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第一項に規定する申出地区に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを協議会及び国土交通大臣に提出するものとする。

（都市計画区域内の申出地区に係る手続）

第六条　法第十八条第五項の規定により同項各号に定める手続を経ようとする特定被災市町村等は、復興計画に記載しようとする同項各号に掲げる事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出するものとする。

（協議会が組織されている場合における住宅地区改良事業に関する協議）

第七条　法第十八条第九項の規定により協議をしようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

（協議会が組織されている場合における国土交通省が行う地籍調査に関する協議及び同意）

第八条　法第二十条第二項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを協議会及び国土交通大臣に提出するものとする。

（権限の委任）

第九条　法第四十四条第二項及び第五十二条第二項並びに大規模災害からの復興に関する法律施行令第十三条第一項及び第四項並びに第三十五条第一項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

附　則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

○国土交通省令第七十号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の施行に伴い、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、都市計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

都市計画法施行規則の一部を改正する省令

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「又は一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を「、一団地の津波防災拠点市街地形成施設又は一団地の復興拠点市街地形成施設」に改める。

第二十八条の三中「第十七条第二項及び第三項」を「第十七条第二項から第四項まで」に改める。

附　則

この省令は、大規模災害からの復興に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

○国土交通省・環境省令第一号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第五項の規定に基づき、国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　石原　伸晃

国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則

大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十三条第五項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同項各号に掲げる事項を記載した書類その他国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを復興協議会及びそれぞれ当該各号に定める者に提出するものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百四号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十三条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定め、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

平成二十五年八月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間 ＼ 施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

○農林水産省告示第二千三百七十八号

農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省令第五十七号）第三条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（平成二十五年内閣府・農林水産省令第六号）第一条第二項の規定に基づき、農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第三条第二項及び大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令第一条第二項の農林水産大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正